

徳島県教育振興計画策定方針

1 策定方針

本県では、平成27年12月に「徳島教育大綱」を策定後、その行動計画である「徳島県教育振興計画(第3期)」を平成30年3月に策定し、本県の実情を踏まえた各種教育施策の推進に総合的かつ計画的に取り組んできた。

この間、少子高齢化の急速な進行や、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展、新型コロナウイルス感染症の影響など、社会情勢はめまぐるしく変動し、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変化する状況が生じつつある。

こうした中、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と学校ならではの「協働的な学び」の一体的な充実、GIGAスクール構想によるICT化への対応、さらには持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた教育活動など、新たな価値を創造し、未来を切り拓く力を身につけさせる教育の実現が強く求められている。

そこで、新時代への潮流を踏まえた「新たな羅針盤」となる次期「教育振興計画」は、「教育大綱」と一体的かつ機動的に推進できるよう、その計画期間を4年間とし、「教育大綱」で示される本県教育の基本方針に基づき、改めて今後講ずるべき施策等を定めることとする。

2 次期「徳島県教育振興計画」の概要

(1) 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

(2) 策定方法

徳島県教育振興審議会設置条例(平成6年3月28日徳島県条例第20号)第1条の規定に基づき、徳島県教育振興審議会を設置し、同審議会への諮問、パブリックコメント、答申、県議会の議決を経て、県教育委員会が策定する。

(3) 策定期期

令和5年10月(予定)